

【様式6 参考ひな形】

北朝霞駅西口ロータリー改修設計及び周辺交通機能構想検討業務委託
共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、朝霞市が発注する『北朝霞駅西口ロータリー改修設計及び周辺交通機能構想検討業務』に係る業務委託（以下「本件業務委託」という。）を共同連帯して受託することを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、.....共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を.....に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和5年 月 日に成立し、本件業務委託に係る契約履行後、朝霞市の承諾を得るまでの間は解散することができない。

2 本件業務委託を実施することができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、本件業務委託に係る基本協定が締結された日に解散するものとする。

(構成員の所在地及び事業者名)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

(所在地)

(事業者名)

(所在地)

(事業者名)

(所在地)

(事業者名)

(代表構成員の名称)

第6条 当企業体は、.....を代表構成員とする。

(代表構成員の権限)

第7条 当企業体の代表構成員は、本件業務委託の受託に関し、当企業体を代表して次の権限を有するものとする。

(1) 発注者及び監督官庁等と折衝する権限

(2) 代表構成員の名義をもって見積、入札、契約の締結、委託代金の請求及び受領に関する権限

(3) 入札及び委託代金の受領に関する副代理人の選任についての権限

(4) 当企業体に属する財産を管理する権限

(5) その他本件業務に関して必要となる一切の事項を執行する権限

(業務分担額)

第8条 各構成員の業務の分担は、別に定めるところによるものとする。

2 前項に規定する分担業務の価格については、次条に規定する運営委員会で定める。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本件業務委託の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、本件業務委託の契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、共同企業体の名称を冠した代表構成員の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、事業完了の都度当該事業について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益金を生じた場合には、運営委員会の定めるところにより利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、運営委員会の定めるところにより欠損金を負担するものとする。

(構成員の相互間の責任)

第15条 構成員がその分担業務に関し、朝霞市及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき運営委員会で協議するものとする。

3 前2項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第16条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(事業履行途中における構成員の脱退に対する措置)

第17条 構成員は、朝霞市及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が事業を完了する日までは脱退することはできない。

2 構成員のうち事業途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して事業を完了する。

3 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当を行わないものとする。

(構成員の除名)

第17条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、事業途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び朝霞市の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項及び第3項を準用するものとする。

(事業履行途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第18条 構成員のうちいずれかが事業履行途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を履行するものとする。

(代表構成員の変更)

第18条の2 代表構成員が破産又は解散した場合においては、従前の代表構成員に代えて、他の構成員全員及び朝霞市の承認により残存構成員のうちいずれかを代表構成員とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第19条 当企業体が解散した後においても、当該事業につきかしがあったときは、各構成員は連帯して責任を負うものとする。

(協定書の定めのない事項)

第20条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

.....ほか.....社は、上記のとおり共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書.....通を作成し、各通に構成員が記名押印し、1通は朝霞市に提出し、他は各自所持するものとする。

令和5年 月 日

所在地
事業者名
代表

印

所在地
事業者名
代表

印

所在地
事業者名
代表

印